

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 会員の種別、入退会、会費等の取扱規則

(目的)

第1条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、定款第3章に定めるもののほか、この規則による。

(会員の種別)

第2条 定款第6条第1号で規定する正会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 会費を納入した市区町村長
- 二 会費を納入した都道府県知事
- 三 会費を納入した団体又は企業

第3条 定款第6条第2号で規定する名誉会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 当法人に功績のあった者で理事会において推薦された者
- 二 地域共生政策に造詣が深い学識経験者で理事会において推薦された者

第4条 定款第5条第3号で規定する特別会員は、次に該当するものとする。

- 一 人口減少に伴う地方創生事業に賛同して会費を納入した者

(入会)

第5条 当法人の正会員及び特別会員になろうとする者は、所定の入会申込手続きを行い、代表理事に提出しなければならない。

2 正会員及び特別会員の会費は、次の通りとする（名誉会員については会費を納めることを要しない）。

- 一 正会員 50,000円
- 二 特別会員 10,000円

3 正会員はすべての当法人主催研修等は無料とし、特別会員は有料とする。

4 入会にあたっては、代表理事の承認を得るものとする（名誉会員を除く）。

5 代表理事が入会を承認しなかったときは、入会申込手続きに添えて提出された会費は、これを返還する。

第6条 会費滞納の理由により除名された者が再入会しようとする場合には、所定の入会手続きを要するほか、滞納期間中の会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

2 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入する。

3 退会した会員のうち当該年度内において会員継続の意思表示が確認された場合は、それを認める。

(会費の納入)

第8条 会費は、毎年度分（4月から翌年3月まで）を当該年度の6月末日までに納入しなければならない。

第9条 会員の種別の変更を希望する者は、種別変更届を代表理事に提出し、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。種別の変更は承認のあった日からとする。

第10条 会費の滞納が1年以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する。会費を納入した場合でも、滞納期間中の会員対象配布物の配布を受けられないことがある。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。ただし、会費の改定については総会の議決を得るものとする。

附 則

(施行)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。